

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

■ 会社と役員との間で金銭の貸借がある場合の注意点

Q 当社は資金繰りの関係もあり、頻繁に役員からお金を借りて、運転資金に回しています。この場合、その役員に対して、借入利息を支払わないと税務上なにか問題があるのでしょうか？また、逆に役員に会社のお金を貸し付けた場合、その役員から利息を受け取る必要があるのでしょうか？

解説

会社が役員に金銭を貸す場合と借りる場合では、税務上の扱いは全く異なるので注意が必要です。

1. 会社が役員から金銭を借りる場合

1) 利息について

会社が利息を支払わなくても、税務上特に問題になることはありません。

2) ただし、節税を考えた場合適正な利率を支払うことも検討すべきでしょう。

2. 会社が役員に金銭を貸し付ける場合

1) 利息について

会社はその貸し付けた役員から適正な利息を受け取り、それを収益に計上しなければいけません。もし無利息ならば**その利息相当額がその役員に給与として課税**されます。

2) 適正な利息について

次の区分に応じて利息相当額を評価します(所得税基本通達 36-49)

会社が銀行等から借りて貸し付けたものである事が明らかな場合・・・その借入金利率
**その他の場合・・・その貸し付けを行った日の属する年の前年の11月30日における
基準割引率に年4%を加算した利率**

【平成23年中に貸し付けられた場合】

年4.3% (平成22年11月30日の基準割引率は0.3%)

3) **無利息貸付が認められる場合**

次の場合は会社から役員に対する貸付でも無利息が認められています。

災害、疾病等により臨時的に多額の生活資金が必要になった役員に対する貸付
適正な利率により計算した利息相当額が**年間で5000円以下**の場合

3. まとめ

会社と役員の間での金銭の授受の注意点をまとめると下記ようになります。

1) 役員の間で多額の金銭の貸借する場合には、**株主総会等で決議して議事録を作成しておくこと。**

2) **金銭消費貸借契約書を作成しておくこと。**

3) 金銭消費貸借契約書には**適正妥当な利率を明記すること。**

4) 資金出所の明らかな金銭の移動を行うこと。

5) **実際に金融機関を通して利息の支払や元金の返済をすること。**

要するに...

会社が役員からお金を借りて、利息を支払わなくても、税務上特に問題はありません。しかし、**会社が役員にお金を貸す場合は、会社が役員から適正な利息(平成23年の適正な利率は4.3%)を受け取らないと、その役員に給与課税の問題が発生します。**いずれにしても、株主総会議事録や金銭消費貸借契約書を作成するなどして、金銭貸借の事実や条件を明確にしておきましょう。